を条件に、心肺機能停止状態の患者に対して、平成16年７月から気管挿管を可能とするとともに、平成18年４月からはエピネフリン*2の投与も可能としている。

今後とも、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、これまでの施策を推進していく。

(8)　高次脳機能障害*3者への支援の充実

厚生労働省において、平成13年度から平成17年度にかけて「高次脳機能障害支援モデル事業」を13か所で実施し、「高次脳機能障害診断基準」、「高次脳機能障害標準的訓練プログラム」、「高次脳機能障害標準的社会復帰・生活・介護支援プログラム」を作成した。

このモデル事業で得られた成果を踏まえ、平成18年度からは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく都道府県地域生活支援事業として、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援体制の構築を行うとともに、高次脳機能障害者への支援に当たる人材の育成を図る「高次脳機能障害支援普及事業」を実施し、高次脳機能障害を有する方に対し全国的な支援ができる体制を提供している。

本施策については、厚生労働省ホームページより確認できる（「高次脳機能障害支援モデル事業（13か所で実施）」(http://www.rehab.go.jp/ri/brain/aboutModel.html)、「高次脳機能障害診断基準」(http://www.rehab.go.jp/ri/brain/handankizyun.html)、「高次脳機能障害標準的訓練プログラム」(http://www.rehab.go.jp/ri/brain/hyoujyun.html)）。

高次脳機能障害支援モデル事業【概念図】

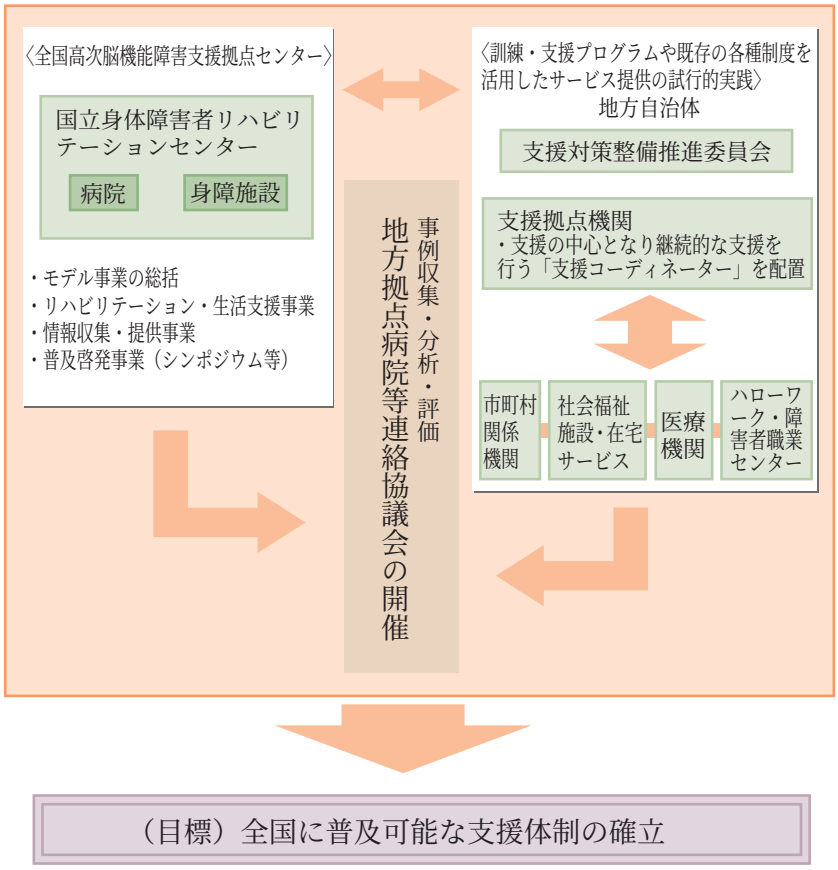

出典：国立身体障害者リハビリテーションセンターホームページ

（＊２）アドレナリンともいう。副腎のホルモンであり、心筋の収縮力を高め、心・肝・骨格筋の血管を拡張、皮膚・粘膜等の血管を収縮させ、血圧を上昇させる作用を持つ。止血剤、強心剤などに利用される。
（＊３）脳外傷や脳血管障害の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害を生じる障害。